



埼玉県報

第 3063 号
平成 30 年(2018 年)
12 月 14 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 太田新井第二土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 清算法人太田新井第二土地改良区の清算人就任届（春日部農林振興センター）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（熊谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

告 示

埼玉県告示第千二百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人東松山ペレーニアスポーツクラブ

二 代表者の氏名

小室 守

三 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市大字正代九百十一番地一

四 当該認定の有効期間

平成三十年十二月十四日から平成三十五年十二月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千二百九十号

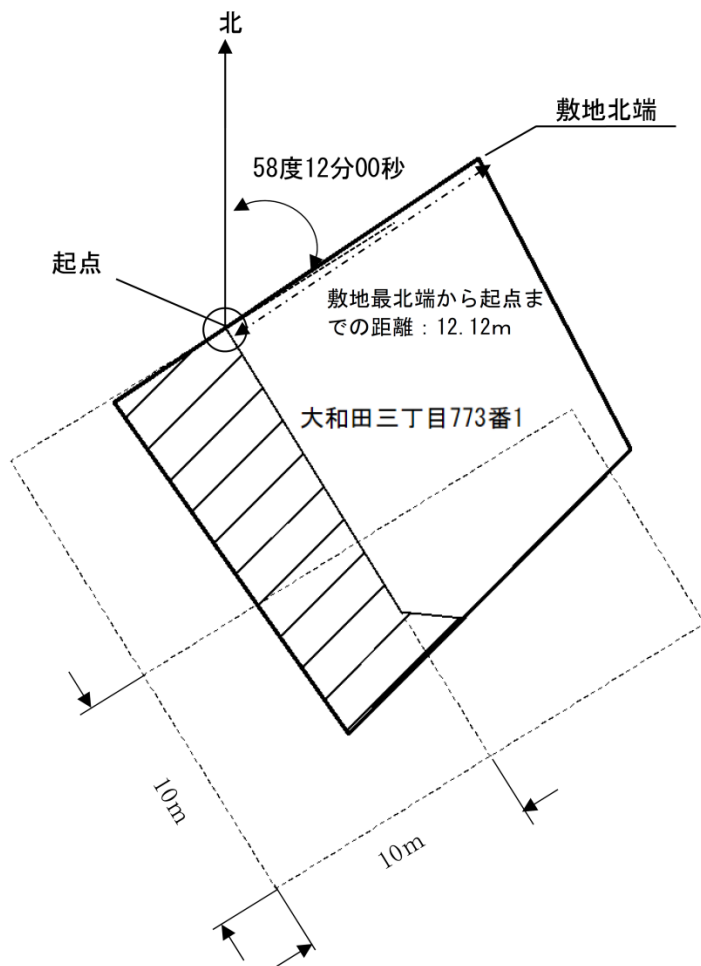
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第三百四十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県新座市大和田三丁目七百七十三番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



起点
起点は埼玉県大和田三丁目773番1の最北端から敷地境界に沿って12.12mの地点とする。

格子の回転角度：58度12分00秒

-  形質変更時要届出区域の指定を解除する区画
-  敷地境界（地番境界）

告 示

埼玉県告示第千二百九十一号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千二百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）PGA TOUR SUPER STORE 入間店

埼玉県入間市宮寺二千九百八十二番地一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社野口産業 代表取締役 野口和彦

埼玉県飯能市前ヶ貫二百六十六番地二十七

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ゴルフパートナー 代表取締役 石田純哉

東京都千代田区神田錦町三丁目二十番地 外 一者未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年八月五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千八百二十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一四四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ゴルフパートナー 午前九時から午後十一時
テナントA 午前八時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午前七時三十分

荷さばき施設③ 午前六時から午前七時三十分

ト 届出年月日

平成三十年十二月四日

二 縦覧期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年四月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）でんきち飯能店

埼玉県飯能都市計画事業岩沢北部土地区画整理事業二百七街区二画地外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社でんきち 代表取締役 宮博

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社でんきち 代表取締役 宮博

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番四号

株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田貴司

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年八月五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三〇立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社でんきち 午前十時から午後八時

株式会社ファミリーマート 午前零時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から翌午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成三十年十二月四日

二 縦覧期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年四月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ草加柳島店

埼玉県草加市柳島五百八番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルヤ 代表取締役 乾祐哉

埼玉県春日部市小渕二百四十三

（変更後）株式会社マルヤ 代表取締役 竹下徹郎

埼玉県春日部市小渕二百四十三

ハ 変更年月日

平成二十六年十二月一日

ニ 届出年月日

平成三十年十二月四日

二 縦覧期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年四月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ草加柳島店

埼玉県草加市柳島五百八番地一

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五二台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後七時三十分

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前八時四十五分から午後七時四十五分

第二駐車場 午前八時四十五分から午後七時四十五分

（変更後）第一駐車場 午前八時四十五分から午後十時

第二駐車場 午前八時四十五分から午後十時

第三駐車場 午前八時四十五分から午後十時

ハ 変更年月日

平成三十一年八月五日外

ニ 届出年月日

平成三十年十二月四日

二 縦覧期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年四月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ所沢店

埼玉県所沢市青葉台千三百二十四番六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）島忠ホームズ所沢小手指店

埼玉県所沢市青葉台千三百二十四番六外

（変更後） 島忠ホームズ所沢店

埼玉県所沢市青葉台千三百二十四番六外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後） 株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後） 株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

ハ 変更年月日

平成二十九年十一月二十九日外

ニ 届出年月日

平成三十年十二月六日

二 縦覧期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年四月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
太田新井第二土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次の
とおり届出があった。

平成三十年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|-------|-------------------|
| 理事 | 古武三千雄 | 埼玉県白岡市太田新井五百三十二番地 |
| 同 | 浜田丑之助 | 南埼玉郡宮代町字逆井二百三番地 |
| 同 | 鈴木健一 | 白岡市太田新井千三百三十四番地 |
| 同 | 山口利夫 | 同 同 千五百七十二番地 |
| 同 | 後藤敬子 | 同 同 千二百二十一番地 |
| 同 | 竹内秀夫 | 同 同 千二百十四番地二 |
| 同 | 福澤丈夫 | 同 同 千二百十四番地一 |
| 同 | 山崎彦一 | 同 同 千二百五番地 |
| 同 | 鈴木馨 | 同 彦兵衛百八十番地 |
| 同 | 坂巻庄治 | 南埼玉郡宮代町字逆井二百五十六番地 |
| 同 | 山口昭司 | 白岡市太田新井千五百九十四番地 |
| 同 | 金子昇 | 南埼玉郡宮代町字逆井百五十九番地 |

告示

埼玉県告示第千二百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成三十年十一月三十日解散認可した白岡市の太田新井第二土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

| 氏名 | 住所 |
|--------|---------------------|
| 古武 三千雄 | 埼玉県白岡市太田新井五百三十二番地 |
| 浜田 丑之助 | 同 南埼玉郡宮代町字逆井二百三番地 |
| 鈴木 健一 | 同 白岡市太田新井千三百三十四番地 |
| 山口 利夫 | 同 同 千五百七十二番地 |
| 古武 聰子 | 同 同 五百三十二番地 |
| 竹内 秀夫 | 同 同 千二百十四番地二 |
| 福澤 丈夫 | 同 同 千二百十四番地一 |
| 山崎 彦一 | 同 同 千二百五番地 |
| 鈴木 馨 | 同 彦兵衛百八十番地 |
| 坂巻 庄治 | 同 南埼玉郡宮代町字逆井二百五十六番地 |
| 山口 昭司 | 同 白岡市太田新井千五百九十四番地 |
| 金子 昇 | 同 南埼玉郡宮代町字逆井百五十九番地 |

告 示

埼玉県告示第千二百九十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県飯能市大字赤沢字鹿戸西八一五の二、八一六

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成三十年十二月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

| | |
|------------------------|---------------------------------------|
| 指定番号 | 第 二 秩 号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第五号 |
| 指定の年月日 | 平成三十年十二月六日 |
| 指定に係る道路の位置 | 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字拾参番六千七百七十五番一、六千七百七十五番十三 |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 二十四・八九メートル |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 四・〇〇メートル |

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

一 許可番号

平成三十年十一月二十六日

指令熊建セ第三〇一〇〇一一号

二 検査済証番号

平成三十年十二月七日

熊建セ第三百十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野字北宿後二百四十五番一、二百四十六番四、二百六十三番三、二百六十四番二、二百六十六番一、二百六十六番二、二百六十七番一、二百六十七番二、二百六十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野二百四十七番地一
松本興産株式会社 代表取締役 松本 直樹

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十年十一月十四日

指令越建セ第二九〇〇一九一号

二 検査済証番号

平成三十年十二月十日

越建セ第三六六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字沖野山九百五十一番一、九百五十一番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸千百四十四番地

石島 健司

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十年六月二十五日

指令越建セ第三〇〇〇五〇号

二 検査済証番号

平成三十年十二月十二日

越建セ第三七〇一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎百十七番四、百二十一番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田五丁目三番十七号 ガーデンハイツⅡ一〇三号

澤田 大輔、澤田 詠美

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成29年度・平成30年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 25機関

| 所管部局 | 監 査 対 象 機 関 |
|-------|--|
| 福祉部 | 精神保健福祉センター |
| 保健医療部 | 朝霞保健所、狭山保健所 |
| 農林部 | 秩父高原牧場、寄居林業事務所 |
| 県土整備部 | さいたま県土整備事務所、飯能県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、杉戸県土整備事務所 |
| 都市整備部 | 越谷建築安全センター、営繕・公園事務所 |
| 企業局 | 新三郷浄水場 |
| 病院局 | がんセンター |
| 教育局 | 自然の博物館、加須げんきプラザ、小川高等学校、川越総合高等学校、久喜北陽高等学校、鷲宮高等学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、日高特別支援学校 |
| 警察本部 | 鴻巣警察署、加須警察署 |

(3) 監査実施日

平成30年8月21日～平成30年10月21日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

(ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

(イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

| 機関・職制名 | | 監査の結果 |
|--------|---------|--|
| 農林部 | 寄居林業事務所 | 平成30年2月7日に発注した印刷物について、仕様書で定めた納入期限が平成30年3月23日であったところ、予算執行について適切な手続きを経ることなく、納入期限を翌年度まで延長して納品させていたことは、会計年度独立の原則に反して不適切であった。 |

イ 注意事項

| 機関・職制名 | | 監査の結果 |
|--------|-----------|---|
| 県土整備部 | 飯能県土整備事務所 | 平成30年度の道路占用料について、納期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促すべきところ、40日を経過しながら督促状を発行していなかったことは、不適切であった。 |

告 示

埼玉県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県議会及び埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成三十年十二月十四日

| | |
|---------|---------|
| 埼玉県監査委員 | 山 本 光 紀 |
| 埼玉県監査委員 | 佐 野 勝 正 |
| 埼玉県監査委員 | 土 屋 恵 一 |
| 埼玉県監査委員 | 中屋敷 慎 一 |

1 監査の結果「指摘」とした事項

| 対 象 機 関 | | 監査結果の公表年月日 (県報の号数) | 監 査 の 結 果 | 講 じ た 措 置 |
|---------|----------|------------------------|--|--|
| 福祉部 | 障害者福祉推進課 | 平成30年10月5日 (第3043号) | <p>平成29年度の印刷物の発注及び文書管理事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成29年5月及び平成30年3月に発注した下記の印刷物(条例の周知用チラシ)については、各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、支払日、契約相手も同一であった。総額で10万円を超える契約にもかかわらず、2者以上から見積書を徴取せず、一括して発注しなかった。</p> <p>【平成29年5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくり条例の周知用チラシ (57,240円) ・手話言語条例の周知用チラシ (57,240円) <p>【平成30年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会づくり条例の周知用チラシ (97,200円) ・手話言語条例の周知用チラシ (97,200円) <p>2 上記印刷物のうち、平成29年5月に発注した「手話言語条例の周知用チラシ」については、支出命令に関する文書の所在が不明であり、確認できなかった。</p> | <p>再発防止策のため、監査結果を職員に周知するとともに、以下の取組を実施することとした。</p> <p>1 発注について</p> <p>「印刷物発注管理台帳」を新たに設け、課内の全ての印刷物の発注状況を管理することとした。</p> <p>2 文書の所在不明について</p> <p>①財務事務に関する自己検査の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月実施している自己検査は必ず複数職員で実施し、支出命令書等の財務関係書類の所在も確認する。 <p>②文書事務に関する自己点検の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各担当に文書担当者を置き、グループリーダーと文書担当者は四半期ごとに文書事務の自己点検を実施する。 ・文書課作成の文書事務実施点検項目に「文書の適切な保管」を追加した。 <p>③整理整頓の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1日を整理整頓の日とし、一斉に机・キャビネット等を整理する。 |

| | | | | |
|-----|-----------|------------------------|--|---|
| 病院局 | 経営管理 課 | 平成30年10月5日 (第3043号) | 平成29年度の「平成29年度下期 医薬品単価交渉支援（全面支援）業務委託契約」（11,016,000円）について、契約書を作成する前に委託先業者に委託業務を行わせていたことは、不適切であった。 | 再発防止のため、朝礼において職員全員に監査結果及び事案について説明し、契約事務の適正な執行の徹底を指示した。 また、契約事務の工程を課内共通のスケジュール表で管理し、情報共有を図ることにより、契約事務の進行管理を担当者任せにしないよう「見える化」した。 さらに、「財務に関するチェックシート（契約編）」を作成・活用し、内部統制の観点からグループリーダー、所属長及び企業出納員による複数チェックを徹底した。これにより規範意識の向上を図った。 |
|-----|-----------|------------------------|--|---|

2 監査の結果「注意」とした事項

| 対象機関 | | 監査結果の公表年月日 (県報の号数) | 監査の結果 | 講じた措置 |
|------|-----------------------|------------------------|--|---|
| 環境部 | エネルギー環境課、 産業廃棄物指導課 | 平成30年10月5日 (第3043号) | 平成27年度に契約したエネルギー環境課及び平成28年度に契約した産業廃棄物指導課の「自動車リース契約」について、納車した車両の検査を行い、瑕疵のないことを確認の上で検収完了証を契約の相手方に交付する旨契約書に規定していたにもかかわらず、検収完了証を作成し交付していなかったことは、不適切であった。 | 再発防止のため、朝礼において監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の適正な執行について徹底を図った。 また、出納総務課作成の「財務に関するチェックシート（契約編）」に、検収完了証の交付など新たな項目を設け、契約文書の起案時、納品時、支払時など契約の各段階で活用し、複数職員によるチェックを徹底することとした。 |

| | | | | |
|-----|-----------|------------------------|---|---|
| 農林部 | 農業政策 課 | 平成30年10月5日 (第3043号) | <p>平成29年度の「埼玉県農林公園農産物直売所新築工事監理業務委託」について、次の点で不適切であった。</p> <p>埼玉県農林公園農産物直売所新築工事価格競争型プロポーザル募集要項では、設計業務及び建設工事を事業範囲として定め、監理業務については定めていなかったにもかかわらず、プロポーザルの選定結果として、監理業務委託を一者随意契約で締結していた。</p> | <p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行を徹底した。</p> <p>また、今後、同様の工事を行う場合は、募集要項の事業範囲を「設計・工事・監理」と明示するか、「設計・工事」のみの場合は「監理業務は第三者に別途委託する予定である。」などと明示することとした。</p> |
| 農林部 | 農業政策 課 | 平成30年10月5日 (第3043号) | <p>平成29年度の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成29年5月に発注した下記の印刷物については、印刷物の使用目的・使用時期が同じであり、見積日及び納品日が近接し、契約相手も同一であった。総額で10万円を超える契約にもかかわらず、2者以上から見積書を徴取せず、一括して発注しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県産茶を通じたお茶育授業」の教材 (99,792円) ・「県産茶を通じたお茶育授業」の修了証 (99,792円) <p>2 平成29年度の「学校での県産茶を通じたお茶育授業の実施業務委託契約」について、提出された見積書の内容と異なる業務内容で契約を締結していた。</p> | <p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、職員が出納総務課主催の財務研修に参加し、財務事務に関する知識の習得に努めた。</p> <p>また、事業にあたって年度当初に年間スケジュールを作成し、課内で共有、進捗状況を確認することとし、チェック機能の強化を図った。</p> <p>さらに、契約書を作成する際には、記載内容が執行伺、見積書と相違がないか経理員も確認するなど適正な執行を図った。</p> |

| | | | | |
|-------|-------|------------------------|--|--|
| 農林部 | 畜産安全課 | 平成30年10月5日 (第3043号) | <p>平成29年度の「埼玉県秩父高原牧場地域交流施設整備工事監理業務委託」について、次の点で不適切であった。</p> <p>埼玉県秩父高原牧場地域交流施設新築工事価格競争型プロポーザル方式（公募型）募集要項では、監理業務が事業範囲に含まれるか不明確であったところ、プロポーザルの選定結果として、監理業務委託を一者随意契約で締結していた。</p> | <p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行を徹底した。</p> <p>また、今後、同様の工事を行う場合は、募集要項の事業範囲を「設計・工事・監理」と明示するか、「設計・工事」のみの場合は「監理業務は第三者に別途委託する予定である。」などと明示することとした。</p> |
| 県土整備部 | 河川砂防課 | 平成30年10月5日 (第3043号) | <p>平成29年度の「土砂災害警戒情報システム整備業務委託」について、契約書に契約保証金の納付を規定していたにもかかわらず、納付させなかったことは、不適切であった。</p> | <p>再発防止のため、監査結果及び契約保証金の事務処理方法について職員に周知し、財務事務の適正な執行を図った。</p> <p>また、入札参加資格審査チェックシート中に、契約保証金の納付に関する項目を設けるとともに、納期限をあらかじめ課内共通のスケジュール表に掲載し、複数職員によるチェックを行うこととした。</p> |
| 都市整備部 | 住宅課 | 平成30年10月5日 (第3043号) | <p>「共助による高齢化団地活性化モデル事業」に基づき、大学から徴収している平成29年度のルームシェア住戸の利用料金（行政財産使用料を含む特別県営住宅の家賃相当額）について、納入期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促すべきところ、40日を経過しながら、督促状を発行していなかったことは、不適切であった。</p> | <p>再発防止のため、課内職員に監査結果を周知するとともに、ミスの発生原因を再確認し債権管理手順の徹底を図った。</p> <p>今後の取扱いとして、収納状況については、収入済通知書で毎日確認を行い、納期限が近づいても収納が確認できない場合は、債務者に期限内納付を促すこととした。</p> <p>また、納入通知書を発行したときは、課内共通のスケジュール表に「督促状を発行する日」をあらかじめ掲載し、その時点で収納が確認できない場合は、督促状を発行することとした。</p> |

| | | | | |
|-------|-------|------------------------|--|--|
| 議会事務局 | 政策調査課 | 平成30年10月5日 (第3043号) | 平成29年度の「埼玉県議会だより」点字版制作及び配布委託契約について、3者で見積り合わせをしたところ、2者の辞退者が出たため、改めて2者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、見積書を提出した1者と随意契約したことは、不適切であった。 | 再発防止のため、監査結果を課内職員に周知徹底した。 また、執行伺いの起案時には複数職員が事前確認を行うとともに、決裁時には出納総務課作成の「財務に関するチェックシート（契約編）」を活用するなど、チェック機能の強化を図った。 |
|-------|-------|------------------------|--|--|